

## 令和7年度 第4回大津町地域公共交通会議

日時：令和8年2月13日（金）14：00～

場所：大津町町民交流施設（オークスプラザ）2階 ふれあいホール

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第4回大津町地域公共交通会議を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。こんにちは。ご着席ください。

本日進行を務めさせていただきます、総合政策課の蔵森です。

本日は、松本委員（大津町身体障害者福祉会）、藤本委員（大津町PTA連絡協議会）、貢委員（全九州産業交通労働組合）、宗像委員（熊本県自動車交通労働組合）、中園委員（大津警察署）より欠席の連絡をいただいております。委員の出席は過半数を超えており、大津町地域公共交通会議設置要綱第5条第2項により本日の会議が成立していることをご報告します。

それでは次第2会長挨拶です。本会議会長の柿本会長よりご挨拶をお願いいたします。

### 【会長】

ご挨拶させていただきます。TSMCの着工や関連産業、住宅事業の増加に伴い、以前からの懸念事項である交通渋滞の発生や公共交通の充実について、今後さらに取り組んでいかなければなりません。先日、熊本県の方でも公共交通の将来像について発表がありましたが、その中で「公共交通の利用者を将来的に2倍にする」という目標が掲げられました。2倍にするというのは大変な努力が必要ですが、よく見ると昔の利用状況に戻るという側面もあります。

本日は乗合タクシーのエリア拡大と、まちなかバスの運行計画という2つの重要な議題がございます。多くの方に公共交通を利用してもらえよう、皆様のお知恵を拝借できればと思います。

### 【事務局】

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に会議資料の確認をさせていただきます。

～ 資料確認 ～

これから議事に入ってまいります。ここからの進行につきましては柿本会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

### 【会長】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

議事①「乗合タクシーの運行エリア拡大」について、事務局より説明をお願いします。

～ 議事について事務局より説明 ～

### 【会長】

ただいま事務局より説明がありましたが、乗合タクシーの運行エリア拡大についてご意見、ご質問はございますか。

### 【委員】

拡大されるエリアが中心部に近くなることで、産交バスが運行している路線バスの中で山鹿・大

津線や大津・菊池線などと一部区間が重複することを懸念しています。乗合タクシーが便利になることでバスからタクシーへ利用者が流れてしまい、路線バスの維持がさらに困難になるのではないかという点です。そのあたりの棲み分けについてどうお考えでしょうか。

**【事務局】**

乗合タクシーは周辺部から中心部までの移動手段確保を主目的としており、まちなかの一定ルートを定時運行する「大津まちなかバス」とは役割が異なります。乗合タクシーは、公共交通空白地や利用が困難な地域からの移動を補完する予約制・面的交通として位置付けています。また、通勤・通学を対象外とすることで、利用が集中しやすい時間帯でのバスとの競合は限定的になると考えています。町としては、周辺部から乗合タクシーで来た方が、中心部でまちなかバスへ乗り継ぐといった相互補完の関係を想定しています。

**【委員】**

産交バス運行している路線は、まちなかバスだけでなく、町外へ運行する路線もあります。利用者のバス離れを心配しています。

**【会長】**

今回の運行エリア拡大に伴い、既存の路線バスから乗合タクシーへの利用転換がどの程度生じているか、運行開始後の利用実態の継続的なモニタリングをお願いします。

**【委員】**

2点伺います。1点目は収支率の試算について。2点目は利用条件について、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業において、「町民限定」や「通勤・通学禁止」という条件が、差別的取り扱いや不当な乗車拒否に該当しないかという点です。事前登録がない中で事業者が現場で断るのはトラブルになるのではないのでしょうか。単に「禁止」と制限するのではなく、本来の目的が「高齢者等の生活移動支援」であることを丁寧に周知し、制度への理解を求める形にするのが望ましいのではないのでしょうか。

**【事務局】**

1点目の収支についてですが、現在は運賃とタクシー料金の差額を町が全額負担している状況です。全体の収支率としては試算していませんが、町の財政負担として赤字で運行しています。2点目の利用制限については、町の財源を活用した住民サービスであり、他自治体でも一般的な運用であるため不合理な差別には当たらないと考えています。定期的な利用は対象外とし、判断が難しいケースは町と事業者で連携して対応します。

**【委員】**

事業者が予約を断る際の負担にならないよう、制度の目的を住民にしっかり周知するようお願いします。

**【会長】**

「禁止」という制限の強調よりも、「こういう目的でご利用ください」という周知方法を工夫してください。

現在、大津町では「立地適正化計画」を策定されているかと思います。今回の中心部エリアの変更にあたり、都市機能誘導区域との整合性はどのように図られていますか。区域をはみ出したり、考え方がずれたりしていないか確認させてください。

**【事務局】**

現在、立地適正化計画を策定中であり、来年度から計画に基づく事業が開始される予定です。現状、都市機能誘導区域や居住誘導区域は、現在の「まちなかエリア」よりも広く設定されています。現時点では、すべての誘導区域に合わせて中心部エリアを拡大することは難しい状況ですが、来年度策定予定の次期地域公共交通計画において、居住誘導区域等との整合性をしっかりと図りながら、必要に応じてエリアの見直しを行ってまいります。

**【会長】**

誘導区域との整合性については、今後の計画策定の中で検討していくということですね。ほかにご意見、ご質問はございませんか。

※意見特になし

**【会長】**

特にご質問やご意見などないので、議事①については、利用要件の周知を検討いただき、そのほかは案の通り承認いたします。

続きまして議事②「大津まちなかバスの運行・利用状況および令和8年4月以降の実証運行計画（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

～ 議事について事務局より説明 ～

**【会長】**

ただいま説明がありましたが、大津まちなかバスの運行・利用状況および令和8年4月以降の実証運行計画（案）についてご質問、ご意見はございますか。

※意見特になし

**【会長】**

特にご質問やご意見などないので、この議事につきましては、案の通り承認させていただきます。

これにて議事を終了したいと思います。これ以降の進行につきましては事務局にお返しします。

**【事務局】**

円滑な議事進行へのご協力ありがとうございました。

事務局よりご連絡です。先日書面開催した第3回大津町地域公共交通会議の協議結果および第5回大津町地域公共交通会議の開催通知を机上に配布しております。次回の会議は3月23日（月）午後2時から役場3階会議室で開催いたします。また、この後、一部の委員の皆様には引き続き運賃協議部会への出席をお願いいたします。

以上をもちまして令和7年度第4回大津町地域公共交通会議を閉会します。ありがとうございました。